

当麻町行財政集中改革プラン

(平成17年度～平成21年度)

平成18年3月

当 麻 町

目 次

集中改革プラン策定の趣旨等	1
1 これまでの取組	1
2 社会的背景	1
3 基本方針	1
4 集中改革プランの位置づけ	3
5 集中改革プランの期間	3
6 集中改革プランの評価見直しと公表	3
主要な財政運営の目標	3
1 歳入の確保	3
2 歳出の縮減	4
行財政運営システムの整備	4
1 行財政運営システムの見直し	4
2 公正の確保と透明性の向上	5
3 電子自治体の推進	5
事務事業の再編・整理、廃止・統合	5
1 事務事業等の見直し	5
民間委託等の推進	8
1 公の施設についての取組と目標	8
2 民間委託事務の取組と目標	9
3 地域協働の推進	9
定員管理・給与の適正化	10
1 定員管理の適正化	10
2 給与の適正化	12
3 定員・給与等の状況の公表	13
4 福利厚生事業	13
自主性・自立性の高い財政運営の確保	14
1 平成16年度の歳入の確保・経費縮減等の実績	14
2 歳入の確保・経費縮減等の取組	16
3 経費縮減等の財政効果	21
第三セクターの見直し	22
1 既存法人の見直し	22
2 地方公社の健全化	22
地方公営企業の経営健全化	22
1 水道事業	23
2 下水道事業	23

集中改革プラン策定の趣旨等

1 これまでの取組

本町では、これまで、昭和60年に「行政改革大綱」を、また、本格的な高齢社会の到来、情報化の進展、生活の質的豊かさを求める価値観の変化や環境への関心の高まりなど町政をめぐる環境が大きく変化し、住民ニーズの多様化に即応するため平成8年には、「行政改革大綱(第2次)」を策定し、それぞれの時代の要請に応じた簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して、行政改革を進めてきたところであります。

しかしながら、その後、地方分権への動きが急速に進み、三位一体改革などで国の財政や権限のあり方が抜本的に見直され、市町村を取り巻く環境が大きく変化したことなど、時代の大きなうねりを背景にしながら平成16年には、「財政健全化計画」を策定し、安定した財政基盤の確保に懸命に努めているところであります。

2 社会的背景

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、また、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、住民の行政に対するニーズも高度化、多様化するなど急激な社会経済情勢の変化に伴い町民を取り巻く環境も複雑化してきており、一層適切に対応し、社会経済の姿を見据えた簡素で効率的な組織機構、持続可能な行財政運営に変革していくことが必要となっております。

このような状況下で、地方公共団体は、新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが重要な課題であります。住民への一定の影響は避けられませんが、これまでの町行政のあり方を抜本的に見直すことが求められています。

また、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方との役割分担が見直され、地方自治体の役割は自主性、自律性が拡大し、税財源基盤の強化を目指して、税財源の移譲や国庫補助負担金の廃止、地方交付税の改革を一体的に進める三位一体改革、さらには行政の規模拡大や効率化を図る市町村合併が推進され、基礎的自治体の見直しが求められるなど、地方公共団体の果たす役割が改めて問われています。

地方公共団体は、住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい総合的な行政サービスを主体的に提供できる分権型社会システムに転換していく必要があります。これまで行政が主に担ってきた行政サービスの提供を、地域における住民団体やNPO、企業等の多様な主体が担えるような多元的な仕組みを整えていくため、地域の様々な力を結集し、行政と協働して公共を担う「新しい公共空間」の形成に向けた効果的な取り組みが求められています。

3 基本方針

本格的な地方分権時代を迎え、今や地域のことは地域で決める地域主権型社会の到来と同時に市町村は、住民に最も身近な自治体として、自らの責任と判断で地域・住民のニーズに主体的に対応していくことへの転換が求められています。

社会経済の環境変化に的確かつ柔軟に対応し、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進するためには、自己決定・自己責任のもと安心・安全な暮らしを支える仕組みを整え、町民と行政が協働してまちづくりを進めていくことが重要です。

こうした状況の下、本町は、当面市町村合併は行わず、単独で町の自主・自立を目指すこととしており、地域住民の創意と工夫を活かし、なお一層の基礎的自治体としての体制を充実、強化していくことが必要となっています。

地域の事情に応じた行政サービスを確保し、様々な地域課題を解決する社会とその環境づくりに向けて、次の重点項目を取組方針として改革を進めます。

(1) 地域、民間等との協働関係構築

行政サービスは、常に時代に即応した対応が求められ、社会経済情勢や価値観の変化に伴い公共の範囲が拡大しつつあり、高度化、多様化する住民ニーズによりの確に対応するためには、行政のみがこれに対応していくことは、質的にも量的にも限界とされています。

限られた財源、人的資源の有効利用や将来にわたって行政サービスの質の向上という観点から住民組織や各種団体・法人、民間企業など多様な主体でも十分対応できる分野について様々な力を結集してサービス提供を担えるよう、民間との官民連携、行政と地域が協働して公共を担う多元的な仕組みを整えるよう努めます。

(2) 新たな行政システムの確立

地域主権型社会において、市町村は住民に最も身近な基礎的自治体であり、地域における総合的な行政主体として、住民に身近なサービスを地域の実情に応じて提供することが求められ、社会経済情勢の変化と高度化・多様化し増大する行政需要に適切に対応して、成果を重視した事業運営の取り組みなど抜本的な改革に向けて取り組む必要があります。

行政評価システムの導入などを取り入れながら施策の合理的選択と行政サービスの維持向上に努めつつ最小の経費で最大の効果を上げるといった効率化の原則に沿ってより効率的、効果的な行政運営に努めます。

(3) 健全な財政基盤の確立

国の景気や経済対策の要請に呼応し、社会資本の整備に地方債を活用して実施した結果、公債償還費が増加する中、国が進める三位一体改革により地方交付税等が減少し、一般財源が制約され財政の硬直化を招いています。歳入と歳出のギャップを補ってきた基金も底をつき、新たな財源確保が困難な中で町財政の現状は、危機的状況と言えます。

厳しい財政環境と先行き不透明な経済情勢の下、新たな行政需要に的確に対応し、住民の信頼に応えるため、受益と負担の均衡を考慮する一方で事務事業等の見直し、コスト意識の徹底を行い、構造的な歳入と歳出のギャップ解消を図るとともに将来にわたり持続可能な健全な財政運営基盤の実現を目指します。

(4) 行政の広域化と連携の推進

本町では、事務の合理化とコストの縮減を図るため、消防、し尿、清掃の事務を近隣町による一部事務組合で事務処理を行っています。また、広域圏の下水道、電算センターや母子通園センター、介護保険認定審査についても共同で事務処理を行っています。

地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中で、簡素で効率的な行政サービス

向上を図るためには、現在の広域的行政事務にとどまらず事務処理の広域化や公共施設の共同利用などさらに積極的な広域行政を推進する必要があるため、国民健康保険、介護保険、消防、徴収事務その他の広域化可能な事務についても広域化に向けて関係町との協議検討を進め、効率性、安定性、専門性などの広域連携による効果を求めて、行政のスリム化、コストの一層の縮減を目指します。

4 集中改革プランの位置づけ

総務省が、平成17年3月29日に示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(新地方行革指針)に基づき、具体的な取り組みを明示して集中的に実施するための「当麻町行財政集中改革プラン」を策定し、その実現に努めていくものです。

また、平成16年10月に策定した「財政健全化計画」とも整合を図り取り組むことといたします。

5 集中改革プランの期間

集中改革プランは、平成17年度を起点とし、平成21年度までの5カ年の具体的な取り組み目標を設定し、計画的な実施を図ります。

6 集中改革プランの評価見直しと公表

集中改革プランの見直しにあたっては、説明責任の確保のため、毎年行政運営全般について、計画策定 実施 検証 見直しのサイクルに基づき毎年点検評価を行います。

集中改革プランは、町広報紙やホームページ等でその内容を公表するものです。

主要な財政運営の目標

1 歳入の確保

町 税	公正・公平な税負担の原則の観点から町税と併せ使用料・手数料の未納情報を集中管理する総合収納対策室を設け、滞納者への早期対策を講じるとともに行政サービス制限措置、滞納処分などにより、徴収強化、徴収率向上に努めることとする。 また、町内住宅団地、公営住宅、アパート等への定住・移住促進及び企業立地を促進し、町税の基礎的部分の増加と安定的な確保を目指す。
使用料・手数料	住民負担の公平確保や受益者負担の原則に立ち、受益の度合いに応じた適正な水準への見直しに常に努めることとする。
町 債	公債費の抑制を図るため、各年度の借入限度額を4億円とし、利子負担の軽減を図るため、低利な利率への借換を積極的に行う。

2 歳出の縮減

人件費	組織機構のスリム化を推進し、第2次定員適正化計画、人事院勧告を遵守し、給与の適正化に努めるとともに人件費の抑制を図る。
物件費	16年度予算比 10%を目標に削減を図る。
維持補修費	管理方法や委託方法、事務事業の執行体制の見直しにより必要最小限の経費とすることや計画的な維持補修を行う。
補助費等	団体補助は、18年度までに原則25%の削減を行う。 事業補助は、有効性、必要性等を精査し、目的を達成した事業は、縮減、廃止等の見直しを行う。
投資的経費	事業効果を考慮し、重点的な社会資本の整備に努めるとともに公共工事のコスト縮減を図る。
扶助費	国、道制度への町単独の上乗せや町単独の事業については、聖域化することなく、縮減や廃止について見直しを行う。
公債費	限度額を設定し、元利償還額の抑制に努め、平成20年度には平成16年度予算比で25%を目標とする。
繰出金	特別会計は、一般会計同様経費縮減に努め、一般会計からの繰出を抑制する。

行財政運営システムの整備

1 行財政運営システムの見直し

(1) 基本的考え方

町の総合計画(開発計画)は、社会情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応するため毎年度計画見直しの調書を作成し、ヒヤリングを経て計画の進行を図っておりますが、計画的かつ効率的な行財政運営を目指すため、事務事業全般にわたって施策の合理的選択と質の向上や限りある財源で効率的かつ効果的な事業の執行管理が図られるよう住民にわかりやすい指標を用いた行政評価システムを導入し、改善や工夫をすべき事項を明らかにして見直しを行います。

評価結果に基づき事務事業の継続・廃止、拡充・縮小、中止、統合等を精査した上で事務事業の整理合理化を進め、予算と一体的な運営の実現を図ります。

(2) 行政評価を活用する仕組みの導入

町が実施している政策・施策や事務事業について目的を明確にしながら住民の視点に立ち、事業の成果を数値化し、有効性や必要性、効率性を確保する観点から客観的に評価・検証を行い、その結果を継続的に行政活動へ反映させるよう「計画策定(予算) 実施 検証(評価) 見直し」を行うマネジメントサイクルを取り入れ、次への計画へとつなげていく仕組みを構築します。

また、評価を行うにあたっては、庁内政策会議で調整後、行財政検討委員会の意見を聞き理事者の最終的な意思決定を行い、行財政改革に関する進捗状況や行政評価の結果等については、議会へ報告することといたします。

(3) 外部の意見を取り入れる仕組みの導入
外部有識者を入れた行財政検討委員会で意見を聴取します。

(4) 公表の方法
町広報紙、町ホームページなどを通じて評価結果等を公表します。

2 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権がますます拡大していくことに伴い、住民等への説明責任を果たし、公正の確保と透明性の向上を図る必要があります。

本町では、これまでに情報公開条例の制定、行政手続条例の制定をするなどしてこれらに対応してきましたが、今後もこれらの制度を有効的に活用するとともに、パブリックコメント制度の活用を検討するなど引き続き公正の確保と透明性の向上に努めていきます。

3 電子自治体の推進

電子自治体の推進にあたっては、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワーク(LGWAN)などの利活用に取り組みとともに、コンピュータシステムの改善に努め、行政事務の簡素・効率化と行政サービスの質的向上を図るなど業務改革を進めます。

事務事業の再編・整理、廃止・統合

景気の低迷が長期化し、少子高齢化により、現在及び将来の財源の伸びが期待できない中で、高度化・多様化する住民ニーズや新たな行政需要に柔軟に対応するためには、行政コストや行政効率に配慮し、限られた財源を有効的に活用し効果を上げる行政運営が必要となっています。

知恵と工夫を発揮して住民サービスの向上を図るとともに効果や効率性の観点から、絶えず事務事業の見直しを行い、所期の目的を達成した事務事業の廃止、縮小、統合など整理合理化を進めるなど、施策の「選択と集中」の視点に立った事務事業の効率化を一層推進することにより、質の高い行政サービスの充実に努めます。

1 事務事業等の見直し

17年度～21年度までの5年間における再編・整理等の目標(18年度見直し)

事務・事業見直し項目	取組内容	実施(検討)目標年度
各種団体補助事業	平成18年度までに原則25%削減の見直しを図るとともに町補助負担率についても検討する。	16年度から実施
合併浄化槽設置及び維持管理事業	事業を縮小するとともに、設置者に応分の負担を求め、補助率の見直しを図る。	16年度から実施
融雪槽等設置事業	事業を縮小するとともに、設置者に応分の負担を求め、補助率の見直しを図る。	16年度から実施
定住住宅建設促進事業	平成16年度から事業を縮小し、見直しにより18年度からは、休止する。	16年度から実施

農業担い手育成対策事業	事業費縮減について見直しを図る。	16年度から実施
高齢者事業団育成事業	道補助が廃止される見込みであり、整合性を図り事業費縮減について見直しを行う。	16年度から実施
町長専用車の見直し	町長専用車のあり方を見直し廃止する。	16年度実施
町営スキー場運営事業	チェアリフト老朽化に伴いチェアリフト運行及びナイター営業を廃止する。	17年度実施
町立診療所運営事業	運営の合理化、効率化を図る観点から入院部門を廃止する。	17年度休止 18年度廃止
當麻町友好交流事業	當麻町合併により交流事業を廃止する。	17年度廃止
行政区活動交付金事業	世帯数割り1,200円 人口割り1人500円 均等割り50,000円 30,000円に変更する。	18年度・ 19年度実施
商工業振興事業	事業費縮減について見直しを図る。	17年度から実施
中心市街地活性化ソフト事業	事業費縮減について見直しを図る。	17年度から実施
花のまちづくり事業	花フェスタ広域展開事業の中止により見直しを図る。	17年度から実施
観光協会蟠龍まつり補助事業	蟠龍まつり事業の実施方法について見直し、縮減を図る。	17年度検討
公民分館活動補助事業	事業費縮減について見直しを図る。	17年度から実施
特色ある学校づくり推進事業	事業費縮減について見直しを図る。	17年度から実施
小・中学生スポーツ振興補助事業	事業費縮減について見直しを図る。	17年度から実施
スポーツイベント奨励補助事業	事業費縮減について見直しを図る。	17年度から実施
小学校課外活動補助事業	事業費縮減について見直しを図る。	17年度から実施
小・中学校研究指定校・実践校補助事業	事業費縮減について見直しを図る。	17年度から実施
小・中学校総合的な学習実践補助事業	事業費縮減について見直しを図る。	17年度から実施
老人クラブ運営事業	道補助削減に伴い整合性を図り、事業費を見直す。	18年度実施
公衆浴場運営事業	公衆浴場の運営について見直しを図る。	18年度実施
生ごみ処理容器等設置費補助事業	事業のあり方について見直し、廃止する。	18年度廃止
中小企業融資事業	事業を見直し、内容を変更する。	18年度変更
各種研修旅費助成事業	各種研修旅費助成事業を見直し、目的が達成された事業は廃止する。	18年度から実施
高齢者水道料金助成事業	事業のあり方について見直し、廃止する。	18年度廃止

寝具洗濯乾燥サービス事業	利用者が極めて少ないため、廃止する。	18年度廃止
家族介護者支援事業	目的達成のため、見直しにより事業を廃止する。	18年度廃止
敬老祝い品贈呈事業	米寿祝い品について見直しを図る。	18年度実施
地域保育所運営事業	保育所運営の効率化、経費削減の観点から4保育所を1箇所統合する。	18年度統合
ヘルシーシャトル巡回バス運行事業	事業の見直しによりヘルシーシャトル巡回バス運行を廃止する。	18年度廃止
スクールバス運行事業	一般利用者数の減少に伴いスクールバス路線の運行回数を見直し、事業費縮減を図る。	18年度から実施
町民還元ヘルシーシャトル無料入浴券交付事業	ヘルシーシャトル指定管理者制度導入に伴い民間に管理運営が移行し、無料入浴券の交付を廃止する。	18年度廃止
離乳食教室事業	参加者数少数のため事業を廃止する。	18年度廃止
栄養改善教室事業	他の教室事業に統合し、中止する。	18年度中止
健康づくり講座事業	事業を見直し、再編整理する。	18年度中止
成人の健康・体力づくり事業	目的達成のため事業を廃止し、自主的な活動を通じ個別の相談で支援する。	18年度廃止
各種スポーツ大会事業	各種スポーツ大会参加賞のあり方について見直し廃止する。	18年度から実施
中学生海外派遣研修事業	事業の見直しを図り、新規に中学生国際理解研修事業をスタートさせる。	18年度から中止
生涯スポーツ指導者養成補助事業	事業のあり方について見直し、廃止する。	18年度廃止
畑作振興土地条件整備事業	事業費縮減について見直しを図る。	18年度から実施
農家看板作成助成事業	事業のあり方について見直し、廃止する。	18年度廃止
土壌診断事業	事業のあり方について見直し、廃止する。	18年度廃止
堆肥施用促進事業	事業のあり方について見直し、廃止する。	18年度廃止
人工林保育事業	事業を見直し、対象面積を縮小する。	18年度から実施
行政区会館建設補助事業	行政区再編の検討を進め、事業を廃止する。	18年度廃止
選挙投票所の統廃合	有権者数の減少が著しい2投票所について統廃合の見直しを図る。	18年度統合
介護サービス利用者負担軽減事業	町単独分の負担率について検討し、事業費について見直しを図る。	19年度から実施
歯科検診・フッ化物塗布事業	事業の効率化により縮減について見直しを図る。	19年度から実施
地域とも補償事業	事業内容の変更、廃止について見直しを図る。	19年度廃止
農事組合活動助成事業	事業廃止について見直しを図る。	19年度廃止
行政区再編・統廃合	人口の減少、増加地区の実態を踏まえ、行政区の再編・統廃合について検討する。	19年度から検討

民間委託等の推進

民間との役割分担の明確化と協働の視点から行政関与の必要性、行政責任に配慮しながら、「民間でできるものは、民間に」という考え方に立って事務事業全般にわたり合理性や効率性を民間委託推進の観点から総点検し、指定管理者制度の導入や個別業務の民間委託など民間活力の導入を図り官民連携のもと、公共サービスの向上と行政運営の一層の効率化を図っていきます。

1 公の施設についての取組と目標

(1) 16年度末時点の委託状況

施設区分	管理委託	業務委託	全部直営	計
レクリエーション・スポーツ施設	0	7	9	16
産業振興施設	0	1	2	3
基盤施設	0	1	28	29
文教施設	0	1	13	14
医療・社会福祉施設	0	0	3	3

(清掃、警備委託を除く。)

(2) 17年度から21年度までの5年間の取組目標(18年度見直し)

指定管理者制度の導入

改正地方自治法に基づく指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている制度です。

現在直営で管理している公の施設について、行政としての関与の必要性等管理のあり方について検証しながら民間事業者を指定管理者とする場合との比較検討を行います。

施設区分	主な施設名	導入検討年度
レクリエーション・スポーツ施設	・健康福祉施設	18年度導入 (1施設)
レクリエーション・スポーツ施設	・鐘乳洞施設・フィールドアスレチック・キャンプ場・昆虫館・フィールドボール場・野球場・グリーンヒル運動場・総合グラウンド・スポーツセンター・町民プール・町民テニスコート・町営スキー場 など	21年度までに検討(8施設)
産業振興施設	・物産館・地場産品加工研究センター	21年度までに検討(2施設)
文教施設	・ふれあい交流センター・公民分館 など	21年度までに検討(10施設)

民間への移管

移管事務事業	実施年度
町立歯科診療所運営事業	18年度移管

小学校跡地及び校舎の有効活用

施設区分	検討年度
北星小学校、伊香牛小学校、開明小学校校跡地及び校舎	21年度までに検討

2 民間委託事務の取組と目標

(1) 16年度末時点の委託事務の状況

全部委託	本庁舎清掃、本庁舎夜間警備、一般ゴミ、資源ゴミ収集、水道メータ検針、ホームヘルパー派遣、在宅配食サービス、生きがいデイサービス、外出支援サービス、除雪サービス
一部委託	学校用務員事務、道路維持補修・清掃等、情報処理・庁内情報システム維持、案内・受付、調査・集計、除排雪
全部直営	電話交換、公用車運転、し尿処理、学校給食調理・運搬、ホームページ作成・運営、総務関係事務

(2) 17年度から21年度までの5年間の取組目標(18年度見直し)

民間委託の活用

直営業務の取組項目	実施(検討)目標年度
火葬場・墓園管理の業務を委託	18年度実施
学校給食調理・配送の業務を委託	19年度実施
スクールバス運転業務の委託を検討	19年度検討

委託業務の見直し

- ・平成18年度から長期継続契約に関する条例を運用し、委託項目の拡大と経費の縮減を図る。
- ・直営管理と委託管理を比較検討し、委託管理が経費削減につながる場合は、委託管理に移行する。

大規模事業のPFI手法の活用について検討

- ・リスク分担と事業の安定性に留意しながら、民間資金等の活用による公共施設等の整備として公営住宅建設事業の活用について調査検討する。

3 地域協働の推進

「地域協働」の基本的考え方は、地域の住民が参画している多様な主体が地域で必要とする公共的サービスの提供を協力して行う状態とされています。

行政と住民、地域団体が公共的な目的を共有し、相互に連携・協力分担し、住民や地域による自主的・自発的活動(自助)、お互いに助け合う(共助)に社会で支える行政の役割(公助)として補完する関係が想定されます。

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民や住民が参加する団体などが主体となり多様な公共サービスの提供を行おうとする取り組みを推進する必要があり、町では、各地域の自主的な活動に対する援助や活動場所の提供など引き続き活動主体との積極的な連携・協力を図っていきます。

地域と協働して実施可能な事務

- ・公民分館維持管理業務
- ・地区公園維持管理業務

定員管理・給与の適正化

1 定員管理の適正化

定員管理にあたっては、地方自治体を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組むことといたします。

事務・事業の整理、効率化の推進、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに積極的な民間委託等の推進、IT の効果的活用、地域協働の取組などを通じて職員数の抑制に努めていく必要があります。

定員モデル職員数（普通会計一般行政職）

定員モデル対象職員数	定員モデル試算値	超過率
93人	87人	6.45%

資料：第8次定員モデル試算（平成17年4月1日現在）

（1）平成16年度末まで過去の職員数の推移

職員数の推移

（単位：人）

区 分	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1
議 会	3	3	3	3	3	3	3
総 務	28	27	26	28	25	25	25
税 務	8	8	8	8	8	8	9
民 生	17	18	17	16	16	16	19
衛 生	14	13	12	14	14	14	10
商 工	4	6	4	4	4	4	3
農 林	13	13	14	14	14	12	13
土 木	14	12	12	10	11	11	9
教 育	21	19	20	20	20	20	20
派 遣	2	2	2	1	1	1	2
計	124	121	118	118	116	114	113
水 道	5	6	6	6	6	5	4
下水道	2	2	2	2	2	2	2
介 護		1	1	1	1	1	1
診療所	12	12	13	10	8	6	6
計	19	21	22	19	17	14	13
合 計	143	142	140	137	133	128	126
前年度比較		1	2	3	4	5	2

（資料：決算統計調査 地方公営企業職員、教育長を含む。）

総務 = 総務、会計、統計、企画、広報、戸籍

商工 = 商工、観光

民生 = 福祉、年金、保険医療

農林 = 農林、農業委員会

衛生 = 保健、環境

土木 = 土木、建築

(2) 平成11年4月1日から16年4月1日まで5年間の純減実績
 ・純減数 15人 ・削減率 10.5%

職員の純減実績

(単位:人)

純減の内訳	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	5年間の削減数
年度当初採用者数	2	2	3	0	0	0	7
年度中途採用者数	0	0	1	0	0	0	1
年度末退職者数	3	6	5	4	5	(1)	23

(地方公営企業職員を含む。()内は参考)

(3) 臨時職員の推移

平成12年度から平成17年度までの一般事務、スクールバス運転手、給食センター調理員、学校用務員、地域保育所保育士、除雪運転手、道路、公園施設等管理、スキー場管理、昆虫館管理等の業務に従事する臨時職員数(2カ月以内の短期雇用臨時職員を除く。)は、次の表のとおりです。

臨時職員数の推移

(単位:人)

区 分	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
町長事務部局の臨時職員	77	77	71	70	69	54
教育委員会部局の臨時職員	25	25	24	24	23	20
町立診療所の臨時職員	9	10	11	10	10	1
合 計	111	112	106	104	102	75

(4) 平成17年度から21年度まで5年間の定員管理の数値目標(18年度見直し)

過去の実績を踏まえ数値目標を設定した第2次定員適正化計画に基づき計画的な職員数の抑制に取り組みます。

定年退職者の不補充、民間委託の推進等により新規採用を抑制し、計画的な職員削減を図ります。22年4月1日では、17年4月1日と比較し12.7%、16人を削減、11年4月1日との比較では、23.1%、33人削減することを目標に適切な定員管理に努めます。

職員数の推計

(単位:人)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	5年間の削減数
年度当初採用者	0	1	0	2	2	2	7
年度当初職員数	126	122	116	115	110	110	16
年度中・未退職者	5	6	3	7	2	(6)	23
年度末職員数	121	116	113	108	108	(104)	

(地方公営企業職員、教育長を含む。()内は参考)

2 給与の適正化

公務員の給与制度は、民間準拠に基づく人事院の勧告が尊重され、その支給基準が決定される仕組みとなっています。近年の公務員給与は、民間企業の厳しい経営環境を反映して連続して給与の引き下げ勧告がなされておりますが、本町の職員給与もこの勧告を遵守した内容となっています。

また、超勤手当の抑制、特殊勤務手当の廃止、さらに特別職給与の削減や管理職手当の削減、職員給料の一律3%削減を実施し、総人件費の抑制を図ってきたところでありますが、今後も人事院勧告等の動向を踏まえ、給与水準の適正化を進めます。

(1) 平成16年度まで過去5年間の職員給与の状況 人事院給与改定勧告等の状況

年度	月例給	期末手当勤勉手当
H10年度	改善率0.76% (2,785円) 55歳昇給停止	改定なし
H11年度	改善率0.28% (1,054円)	0.3月引下げ (5.25月 4.95月)
H12年度	基本給改定見送り	0.2月引下げ (4.95月 4.75月)
H13年度	基本給改定見送り 特例一時金月額313円 (3,756円) 支給	0.05月引下げ (4.75月 4.70月)
H14年度	給与俸給表引下げ 2.03% (7,777円)	0.05月引下げ (4.70月 4.65月)
H15年度	給与俸給表引下げ 1.07% (4,054円)	0.25月引下げ (4.65月 4.40月)
H16年度	基本給改定見送り	寒冷地手当引下げ 最高支給額年額 230,000円 131,900円

ラスパイレス指数の状況

H12年度		H13年度		H14年度		H15年度		H16年度	
指数	対前年	指数	対前年	指数	対前年	指数	対前年	指数	対前年
99.6	0.6	97.5	2.1	98.0	0.5	99.3	1.3	97.6	1.7

当麻町における過去5年間の給与の見直し状況

実施項目	実施年月
高齢層職員(55歳)昇給停止	12年4月
管理職手当支給率2%削減 課長職12% 10% 課長補佐職10% 8%	15年4月
特別職(町長7.6%、助役7.2%、収入役5.2%、教育長5.2%)給料の削減	15年4月・ 16年4月~

当麻町における特殊勤務手当の見直し状況

実施項目	実施年月
滞納処分従事手当の廃止(滞納者1件につき200円)	11年4月

除雪作業従事手当の廃止（1日200円）	11年4月
ボイラー業務従事手当の廃止（月額2,000円）	11年4月
炊事業務従事手当の廃止（月額2,000円）	11年4月
検査業務従事手当の廃止（月額2,000円）	11年4月
保健婦業務手当の廃止（月額3,000円）	11年4月

(2) 平成17年度から21年度まで5年間の取組目標（18年度見直し）
給与見直しの目標

取組項目	実施(検討)年月
職員月例給の3%を一律に町単独で削減	17年4月～ 20年12月
期末勤勉手当に係る役職加算の停止	18年4月～
国に準じた給与制度の改革	18年4月～
管理職手当の削減 課長職10% 8% 補佐職8% 6%	19年4月～
通勤手当の見直し 2km以上一律2,000円に改正	19年4月～
住居手当の見直し 国の基準以下に限度額を引き下げ	19年4月～

特殊勤務手当の見直し

取組項目	実施年月
野犬掃とう従事手当の廃止（1日300円）	17年4月
伝染病防疫手当の廃止（1日300円）	17年4月
行旅病人、死亡人取扱手当の廃止（死亡人1日500円・病人1日300円）	17年4月
看護師業務手当の廃止（月額2,000円）	18年4月
放射線業務手当の廃止（月額2,000円）	18年4月

特別職給与の削減

取組項目	実施年月
特別職（町長2.7%、助役2.6%、教育長2.7%）給料の削減	19年4月～

3 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等については、その状況を適時町広報紙に掲載しているところですが、地方公務員法の改正を受け「当麻町人事行政の運営等の状況に関する条例」を制定したところです。

給与等の状況の公表については、条例に基づき住民にわかりやすい方法で、広報紙のほか町ホームページを利用して公表します。

4 福利厚生事業

(1) 福利厚生事業の状況

健康診断

- ・29歳までは、一般健康診断、30歳から39歳までは、一般検査に血液検査項目を加え、40歳以上の職員は、毎年人間ドックを受診しています。

- ・職員の健康診断に係る経費は、約 2,100 千円です。
法定外福利費
- ・職員間の親睦交流等を目的とする文化・体育・レクリエーション等の事業に対し、役場職員親交会を通して助成を行っています。

(単位:円)

	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度
1 人当たり助成額	10,000	8,000	8,000	8,000	7,000	5,000

(2) 福利厚生事業見直しの目標

- ・17年度から職員健康診断人間ドックの受診に対する一部負担金(2,000円)制を導入しています。
- ・17年度から法定外福利費の役場職員親交会助成金を1人当たり4,000円に、18年度からは、さらに4,000円を2,000円に削減します。

自主性・自立性の高い財政運営の確保

人件費、公債費をはじめとする義務的経費が増加する中、地方交付税が減少し、財政の硬直化により極めて厳しい財政状況となっており、経費全般の見直しが迫られています。

財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行うなど、限られた財源を有効に活用できるよう歳出全般の効率化を図ることが必要となっていますが、財政健全化計画を策定し、各種補助金や内部管理経費の削減など自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めるとともに町総合開発計画においても、事業の選択と財源配分の重点化をより進めているところです。

歳入財源の確保では、税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、町税の徴収率向上と滞納者対策に一層取り組むとともにその他の使用料、手数料等の収入についても、受益に対する負担の適正化や徴収率の向上等など自主財源の確保に努めます。

また、町税の基礎的部分の増大を図る方策として住宅団地等への移住世帯増加による施策も進めていきます。

具体的な取り組み内容は、別添の「行財政集中改革プラン推進計画」によりますが、主要な内容は、次のとおりです。

1 平成16年度の歳入の確保・経費縮減等の実績

〔歳入関係〕

(単位:千円)

項目	実施内容	効果額	実施年度
税の徴収対策	管理職全員による徴収チーム設置	300	16年度
使用料・手数料の見直し	道路占用使用料の改正	3,832	16年度
	外出支援サービス手数料の改正 町外往復 1,500円 2,000円	393	16年度
	胃がん検診手数料の改正 1回 1,500円 2,000円	103	16年度
	子宮がん検診手数料の改正 頸部細胞診 1,500円 2,000円	194	16年度

	肺がん検診手数料の改正 胸部X線検査 1回無料 500円	444	16年度
未利用財産の利用	教員住宅の用途変更 住宅3戸	657	16年度
各種講座参加料の見直し	少年ふるさと教室無料 10回 3,000円	212	16年度
	公民館講座 1講座 300円 1回 300円		
	ジュニア水泳・ジュニアスキー教室 無料 1回 300円		
	水泳・マラソン・スキー大会参加料 200円 300円		

効果額は、対前年決算額との比較

〔歳出関係〕

(単位:千円)

事務・事業項目	実施内容	効果額	実施年度
人件費削減			
職員削減	退職者不補充による職員数の削減	48,233	16年度
給与等削減	管理職手当の削減	3,222	15年度
	特別職給料の削減	3,350	15年度 16年度
	非常勤特別職の日額報酬の改定 1日報酬 半日報酬(4時間)に改正。併せて町内日当を廃止	821	16年度
福利厚生補助の削減	1人 7,000円 5,000円	325	16年度
施設維持費等の見直し	公営住宅退去時修繕基準の見直し	2,876	16年度
補助金等の整理合理化	団体補助の縮減・廃止 16年度～18年度で25%を基本に縮減 (廃止:6団体、縮減:15団体)	4,054	16年度
	事業補助の縮減・廃止 (廃止・中止:5事業、縮減・縮小:10事業)	28,966	16年度
	各種団体加入の整理脱退 (脱退2団体)	55	16年度
	飲食を伴う会議負担金の公費負担廃止	1,130	16年度
扶助費の見直し	75歳以上の敬老年金を75歳から5歳ごとの長寿祝い金に制度改正	8,130	16年度
	寝たきり老人介護手当の対象を町民税非課税世帯に制度改正	1,650	16年度
内部管理経費の見直し	追録・刊行物の縮減	199	16年度
	消耗品の縮減	8,766	16年度
	印刷製本費の縮減	3,929	16年度
その他事務事業の整理合理化	敬老会事業の見直し	1,357	16年度
	交通安全看板設置事業の見直し	436	16年度

効果額は、対前年決算額との比較

2 歳入の確保・経費縮減等の取組（18年度見直し）

（1）平成17年度から21年度まで5年間の取組目標

〔歳入関係〕

項 目	取組内容	実施(検討)等予定年度				
		17	18	19	20	21
法人町民税の 税率見直し	標準税率を採用している法人町民税について制限税率の導入を検討する。		検討 →			
税・料の徴収対策	総合収納対策室の設置と滞納者情報のデータベース化により、町税・使用料・手数料等の未納情報の一元管理、共有化することで納税相談等早期対策を講じ収納率の向上と滞納整理事務の充実強化を図る。	実施 →				→
	町税の滞納に対するサービス制限条例を制定。	実施 →				→
	条例に基づき水道料未納者に対する給水停止を実施。	実施 →				→
	広域的な徴収組織による税の徴収について検討する。	検討 →		→	実施 →	→
受益者負担(使用料・手数料等)の見直し	・一部負担、実費負担など3年ごとを基本に使用料・手数料の点検、見直しを図る。	見直し	実施 →		→	見直し
	学童保育料の改定 月額 3,000円 4,000円	実施 →			→	見直し
	公衆浴場入浴料金の改定 大人1回 200円 250円	実施 →				→
	地場産品加工研究センター使用料の改定 1kg 50円 60円	実施 →				→
	公共下水道使用料基本料金及び超過料金の改定	実施 →				→
	ごみ収集手数料の改定 一般家庭用 30円 35円 事業系 40円 50円	実施 →				→
	住民票交付、閲覧手数料の改定 200円 300円	見直し	実施 →			→
	施設使用料の改定 全施設について使用料を見直し各施設統一して改定	見直し	実施 →		→	見直し
	地域保育園保育料の改定月額 6,000円 7,000円	見直し	実施 →		→	見直し
	保育園保育料の見直し					見直し

	幼稚園保育料の改定月額 5,000円 6,000円	見直し	実施	→	見直し
	外出支援サービス手数料の改定	見直し	実施	→	見直し
	除雪サービス手数料の改定	見直し	実施	→	見直し
	各種講座参加料等の見直し			見直し	
	町有財産貸付料の見直しを図る。			見直し	
未利用財産の 売り払い	教員住宅の用途変更		実施	→	
	未利用町有地の売り払いを検討		検討	→	
定住・移住の促進	定住、移住世帯の増加を図るため、ニュータウン第4期を分譲	検討	実施	→	

〔歳出関係〕

(1) 人件費の削減

(単位：千円)

項目	取組内容	実施(検討)等予定年度				
		17	18	19	20	21
職員等削減	退職者補充制限による削減	実施	→			
	収入役制度の廃止(17年1月)	廃止				
町議会議員定数の削減	定数を16人から12人に削減			実施	→	
附属機関等委員定数の削減	農業委員会委員2人削減	実施	→			
	国保運営協議会委員3人削減	実施	→			
委員等の廃止	固定資産評価補助員設置の廃止	実施	→			
給与等削減	職員給料3%削減	実施	→			
	人事院勧告を踏まえた寒冷地手当の削減(約4割)	実施	→			
	特殊勤務手当の廃止	廃止	→			
	期末勤勉手当に係る役職加算の停止		実施	→		
	人事院勧告を踏まえた給料俸給表等の見直し		実施	→		
	管理職手当、通勤手当、住居手当の削減			実施	→	
	特別職給料の削減			実施	→	
旅費の見直し	常勤、非常勤特別職、議員に係る旅費を一般職と同額に改正		実施	→		
福利厚生補助の削減	1人5,000円 2,000円	実施	→			
臨時職員賃金等の見直し	業務内容を勘案した必要最小限の臨時職員の任用に基づき削減、勤務体制の見直しを図る。	実施	→			
	賃金等の見直しを図る。		実施	→		

(2) 組織機構の見直し

常に時代の変化に対応し、新たな行政課題や住民ニーズへ迅速、適確に対応する観点から徹底した事務事業の見直しや民間委託の推進、広域行政の推進を図り、合理的で簡素な組織機構のあり方等について順次見直しを行い、総合力を発揮できる体制づくりに努めます。

取組内容	実施(検討)等予定年度				
	17	18	19	20	21
・簡素で効率的な執行体制の整備を図るため、12課を8課1室に、48係を33係に組織の再編統廃合を図る。	実施				→
・行政サービスの向上を図るため、時間延長サービスの住民要望の高い事務事業等の延長について検討	検討		→		

(3) 民間委託等による事務事業の効率化

取組内容	移行(検討)等予定年度				
	17	18	19	20	21
指定管理者制度の導入	導入準備	一部移行			→
火葬場・墓園管理業務の委託を検討	検討	移行			→
学校給食調理・配送業務の民間委託を検討	検討	→	実施		→
スクールバス運転業務の民間委託を検討	検討		→		

(4) 施設等維持費の見直し

取組内容	実施(検討)等予定年度				
	17	18	19	20	21
施設の適切な維持管理、清掃回数等管理内容の見直しによるコスト削減	実施				→
スキー場の老朽化したチェアリフト運行及びナイター営業の廃止	実施				→
公衆浴場営業日数の見直しによるコスト削減	見直し	実施			→
公園維持管理内容の見直し	見直し	実施			→
国営土地改良施設維持管理業務の休止	見直し	実施			→
施設保守管理業務委託の一元発注及び長期継続契約による経費縮減		見直し	実施		→

(5) 補助金等の整理合理化

取組内容	実施(検討)等予定年度				
	17	18	19	20	21
団体補助の見直し					
・H16年度～H18年度で25%の縮減を基本に廃止も含め見直しを図る。 ・自主運営の定着を図りながら行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進する。 (廃止・中止6団体、縮減29団体)	実施				▶
事業補助の見直し					
・町の施策としての奨励的単独補助事業は、施策の有効性、必要性等を再検討し、終期の設定や目的を達成したのから計画的に縮減・廃止等の見直しを図る。 ・国や道の施策に対して町単独の上乗せ分について縮減等の見直しを図る。 (廃止・中止・休止14事業、縮小・縮減17事業)	実施				▶
各種団体加入負担金の見直し					
・町が加入している団体を整理し、脱退について検討する。 (17年度脱退7件、18年度脱退14件)	実施				▶

(6) 扶助費の見直し

国や道の施策に対して町単独の上乗せ分、町単独施策の扶助費について縮減、廃止等の見直しを図ります。

項 目	取組内容	実施(検討)等予定年度				
		17	18	19	20	21
重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成制度	医療費自己負担分の見直しを図る。	実施				▶
乳幼児医療費助成制度	医療費自己負担分の見直しを図る。	実施				▶
要保護・準用保護就学援助事業	要保護・準用保護就学援助の限度及び対象基準の見直しを図る。	見直し	実施			▶
寝たきり老人等介護手当支給事業	介護保険制度の定着に伴いあり方を検討する。		検討			
長寿祝い金支給事業	長寿祝い金支給事業のあり方について検討する。		検討	▶		
精神障害者医療費助成制度	町単独の医療費助成制度のため、あり方について検討する。			検討		

重度障害者タクシー事業	課税世帯の助成についてあり方を検討する。			検討		
老人医療費給付事業（道老）	道の制度廃止に併せ制度の廃止を検討する。			検討	廃止	

(7) 投資的経費の見直し

取組内容	実施(検討) 予定年度				
	17	18	19	20	21
・事業効果、建設費及び管理コストなどを考慮し、優先順位の設定により事業を決定する。	実施				→
・普通建設事業は、事業ベースで3億円を上限とし、国、道補助金や普通交付税に算入のある有利な起債を活用する。	実施				→
・建設コストの縮減を図る。	実施				→

(8) 内部管理経費の見直し

取組内容	実施(検討) 予定年度				
	17	18	19	20	21
観光電柱広告看板の廃止	廃止				
広告費の縮減	実施		→		
法令集等で利用頻度の低いものの加除を廃止、刊行物等を見直しを図る。	実施		→		
消耗品の集中管理、軽微な印刷物の自前印刷等消耗品・印刷製本費の縮減	実施				→

(9) その他事務事業の整理合理化

取組内容	実施(検討) 予定年度				
	17	18	19	20	21
町立診療所診療運営事業入院部門の見直し	休止	廃止			→
當麻町友好交流事業の見直し	廃止				
学校教室開放事業運営の見直し	見直し	実施			→
中学生海外派遣研修事業の見直し	見直し	実施			→
地域保育所の統合	検討	統合			→
寝具洗濯乾燥サービス事業の見直し	検討	廃止			
家族介護者支援事業の見直し	検討	廃止			
敬老祝い品贈呈事業の見直し	見直し	実施			→
ヘルシーシャトル巡回バスの運行見直し	検討	廃止			
スクールバス路線運行回数の縮減	検討	縮減			→
スポーツ大会参加賞の見直し	検討	廃止			
研修等旅費助成事業の見直し	検討	廃止			
定例的な事務事業及び委託事業の見直し点検	見直し	実施			→

3 経費縮減等の財政効果（18年度見直し）

（単位:千円）

歳入項目	効果額見込み					
	H17	H18	H19	H20	H21	計
税・料の徴収対策	1,000	3,000	3,000	3,000	3,000	13,000
使用料・手数料の見直し	7,500	12,200	12,200	12,200	12,200	56,300
うち公営企業分	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	21,500
合 計	8,500	15,200	15,200	15,200	15,200	69,300

（単位:千円）

歳出項目		効果額見込み（削減目標額）					
		H17	H18	H19	H20	H21	計
定員管理	職員削減	3,200	28,300	58,000	85,600	167,800	342,900
	うち退職者不補充等	3,200	28,300	58,000	85,600	167,800	342,900
	企業会計職員削減	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	35,000
	収入役制度廃止	13,100	13,100	13,100	13,100	13,100	65,500
	町議会議員定数の削減			10,500	10,500	10,500	31,500
	附属機関等委員定数削減・廃止	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
給与等	職員給料の削減	11,200	15,300	14,200	13,700		54,400
	職員手当の削減		19,400	19,200	18,300	16,100	73,000
	特別職給料の削減（手当含む）			1,200	1,200	1,200	3,600
	特別職手当の削減		1,300	1,300	1,300	1,300	5,200
	議員報酬の削減（手当含む）			1,100	1,100	1,100	3,300
	議員手当の削減		1,800	1,400	1,400	1,400	6,000
	計	35,500	87,200	128,000	154,200	220,500	625,400
その他	職員福利厚生補助の削減	100	400	400	400	400	1,700
	旅費の見直し		300	300	300	300	1,200
人件費計		35,600	87,900	128,700	154,900	221,200	628,300
民間委託による事務事業費削減			1,100	8,300	8,300	8,300	26,000
うち指定管理者導入			1,000	2,700	2,700	2,700	9,100
施設維持費等の見直し		29,600	50,100	56,800	56,800	56,800	250,100
補助金等の整理合理化		28,100	78,000	92,700	92,700	92,700	384,200
団体補助の縮減・廃止		5,200	8,400	9,200	9,200	9,200	41,200
事業補助の縮減・廃止		22,200	68,100	79,600	79,600	79,600	329,100
団体加入負担金の廃止		400	800	900	900	900	3,900
町単独上乗せ補助の削減・廃止		300	700	3,000	3,000	3,000	10,000
内部管理経費の見直し		1,000	2,200	2,200	2,200	2,200	9,800
その他事務事業の整理合理化		66,200	89,600	95,400	95,400	95,400	442,000
その他（扶助費の見直し）		2,500	7,200	11,200	15,500	15,500	51,900
事務事業費計		127,400	228,200	266,600	270,900	270,900	1,164,000
合 計		163,000	316,100	395,300	425,800	492,100	1,792,300

1 水道事業、下水道事業その他特別会計を含む。

- 2 効果額見込みの算定は、基準年（平成16年度当初予算）に対し、現時点で見込み得る要素を盛り込み推計したものであり、毎年度見直し等により変動するものです。

第三セクターの見直し

ここで第三セクターとは、地方公共団体が出資又は出えんを行っている民法法人及び商法法人をいいます。その時々時代の要請を受けて設立されたものであり、行政施策と密接に連携しながら公共的サービスの提供主体のひとつとして重要な役割を担ってきましたが、社会経済環境の変化に適確に対応する運営改善等に取り組むことが求められています。

さらに、地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、公の施設の管理に関して、民間事業者の参入も可能となったことから、その事業基盤に大きく影響を及ぼすものでありますが、費用対効果、収支の見通し、関与のあり方等について検証するとともに、第三セクター方式のメリットが十分発揮されるよう民間資本の促進や経営ノウハウを積極的に活用する必要があります。

1 既存法人の見直し

関与法人（出資比率25%以上、又は財政支援を行っている法人）

とうま振興公社

国の指針である第三セクター改革の流れを踏まえてセクターの役割等を見直し、町の関与のあり方を検討します。

2 地方公社の健全化

当麻町土地開発公社

土地開発公社は、優良低価格の宅地開発推進に重要な役割を担っておりますが、決算及び事業計画については、地方自治法243条の3第2項の規定に基づき議会報告を行っています。

保有土地の早期分譲を引き続き公社の経営健全化に努めていただきます。

なお、町の税收増大に深く関わる世帯数増加に公社の宅地分譲がその一翼担っておりますので、今後も積極的に宅地分譲に努めていただきます。

地方公営企業の経営健全化

地方公営企業の事業数は、地方公営企業法非適用のものも含めて水道事業と公共下水道事業の2事業となっています。

水道事業や公共下水道事業は、安全な水を供給し、快適な生活環境を確保する上では、欠かせないものとなっていますが、地方公営企業の経営状況が依然として厳しい状況を踏まえると、自治体自体が直接実施するにふさわしいものであるのか、検討の余地を残すものであります。

一方、地方公営企業として事業を継続するにしても、経営の活性化、効率化を進めるための民間的経営手法の導入促進や中期経営計画の策定の検討等地方公営企業の総点検が求められています。それぞれの事業においては、社会経済情勢の変化を適切に捉え、より一層の経営健全化を推進していくものです。

1 水道事業

近年の社会経済情勢の変化や生活様式、生活形態が変化している中で、経営基盤の強化等に積極的に取り組み、経営の自立と活性化を図る必要があります。

(1) 経営改革の推進

16年度末時点における実績

- ・ 検針業務の委託
- ・ 浄配水場施設整備点検委託
- ・ 漏水対応業務の一部委託

17年度～21年度までの取組目標

- ・ 組織体制の見直し (17年度実施)
- ・ 水道使用料の改定 (18年度検討)

2 公共下水道事業

- ・ 引き続き、適正な管理、水洗化促進、収納率の向上に努めます。